

報 告 第 2 7 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年12月4日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 1 5 号

損害賠償の額の決定について

道路施設の管理瑕疵による事故について、次のとおり損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成24年11月5日

新居浜市長 佐々木 龍

1 損害賠償の額 8万9,830円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

平成24年8月29日午後7時頃、市道西原若水線（泉池町4番35号地先路上）において、東進中の自転車^{きよ}が暗渠水路横の舗装欠損箇所を通過した際、当該舗装欠損箇所に前輪が落ち、運転者が転倒し、負傷した。